

《茅ヶ崎市の小児医療費助成事業の対象年齢拡大に伴う変更について》

令和6年7月診療分（8月提出分）から、茅ヶ崎市が実施する小児医療費助成事業の対象年齢を拡大します。

※学校等での怪我によりスポーツ振興センターや安全振興会による給付を受ける場合は、そちらが優先となります。

【1 変更内容】

0歳から中学3年生までとしていた対象年齢年齢を、0歳から高校3年生相当（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）に拡大します。

【2 対象となる助成事業内容】

- ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（在学、婚姻、就労等の状況にかかわらず、左記の年齢）までが助成対象
- ・医科、歯科、調剤及び訪問看護に係る医療

【3 公費負担者番号】

81140089

◎対象年齢拡大に伴う変更点一覧

令和6年6月診療分まで			令和6年7月診療分から		
年齢・学年 (公費番号)		0歳～中学3年生 (81140089)	年齢・学年 (公費番号)		0歳～ 高校3年生相当 (81140089)
所得制限		なし	所得制限		なし
医科	入院	全額助成	医科	入院	全額助成
	外来	全額助成		外来	全額助成
歯科		全額助成	歯科		全額助成
調剤		全額助成	調剤		全額助成
訪問		全額助成	訪問		全額助成

◎対象年齢拡大に伴う対象者への小児医療証送付等について

- ・対象者に対する医療証の送付は令和6年6月下旬を予定しています。
- ・今回の対象年齢拡大に伴い送付する小児医療証は、令和6年7月から有効となります。